

作成日: 1996年7月17日

改訂日(V.14): 2017年2月15日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称: フジワン乳剤

会社名: 日本農薬株式会社
 住所: 〒104-8386 東京都中央区京橋 1丁目 19番 8号 京橋OMビル
 担当部門: 環境安全部
 TEL. 03-6361-1426, FAX. 03-6361-1451
 e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp

緊急連絡電話番号: (平日) 03-6361-1426 (環境安全部)
 (休日、夜間) 04-2929-8961 (A L S O K)

推奨用途及び使用上の制限: 農薬(殺菌剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可

SDS番号: 528-02(M181)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分4
	自然発火性液体	区分外
健康有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	急性毒性(吸入: 蒸気)	区分4
	急性毒性(吸入: 粉じん、ミスト)	区分外
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2 A
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1 B
環境有害性	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器系)
		区分2(中枢神経系、血液、眼)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(麻酔作用)
		区分1(中枢神経系、骨)
		区分2(血液、眼、呼吸器)
	水生環境有害性(急性)	区分2
	水生環境有害性(長期間)	区分2

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
可燃性液体

吸入すると有害
強い眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器(呼吸器系)の障害
臓器(中枢神経系、血液、眼)の障害のおそれ
眠気又はめまいのおそれ
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(中枢神経系、骨)の障害
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液、眼、呼吸器)の障害のおそれ
水生生物に毒性
長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

【安全対策】

- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 使用前に取扱説明書を手すること。
- 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断を受けること。
- 気分が悪いときは、医師の診断を受けること。
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石けんで洗うこと。
- 皮膚刺激又は発しんが生じた場合：医師の診断を受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断を受けること。
- 漏出物を回収すること。

【保管】

- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。容器を密閉しておくこと。
- 施錠して保管すること。

【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名(一般名) :

ジイソプロピル - 1, 3 - ジチオラン - 2 - イリデン - マロネート
(一般名 イソプロチオラン)

成分及び含有量 :

成分	含有量	CAS No.	安衛法 No.	化審法 No.
イソプロチオラン	40.0%	50512-35-1	8-(6)-21	—
安衛法表示・通知対象物、化管法第一種指定化学物質				
〈その他〉				
メチルナフタレン	21% (20~22%)	1321-94-4	既存物質	(4)-80
2017年3月1日から安衛法表示・通知対象物、 化管法第一種指定化学物質				
ナフタレン	4.1% (最大 4.1%)	91-20-3	既存物質	(4)-311
安衛法表示・通知対象物、化管法第一種指定化学物質				
シクロヘキサノン	18.0%	108-94-1	既存物質	(3)-2376
安衛法表示・通知対象物				
キシレン	0.77%	1330-20-7	既存物質	(3)-3
安衛法表示・通知対象物				
エチルベンゼン	0.63%	100-41-4	既存物質	(3)-28
安衛法表示・通知対象物				
灯油	0.39%	64742-81-0	12-140	(9)-1702
安衛法通知対象物				
界面活性剤等	残	—	—	—

4. 応急措置

眼に入った場合：直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合ははずし、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：汚染された着衣、靴等を速やかに脱がせ、付着部を多量の水と石鹼でよく洗浄する。異常が現れた場合は、医師の診断を受ける。

吸入した場合：被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。異常が現れた場合は、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：カップ 1~2 杯の水を与える。吐き出させてはならない(揮発性液体を含むので、吐かせるとかえって危険が増すことがある)。医師の診断を受ける。意識の無い時には口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

消火時の注意：消火活動には適切な保護具(自給式呼吸保護具等)を着用し風上より行う。燃焼により刺激性又は有害なガスを発生することがある。消火水が下水や河川に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤：粉末、泡沫、炭酸ガス

使ってはならない消火剤：情報無し。

6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。付近の着火源となるものを取り除く。適切な保護具(保護衣、保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、ガスやミストを吸い込まないようにする。漏出物を土、砂等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い： 局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、吸い込んだり、眼、皮膚に触れないように風上より作業する。着火源となるものの付近では取扱いをしてはならない。作業後は、すみやかに眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管： 換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者・子供の手の届かない危険物倉庫に施錠して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策： 局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具： 状況に応じた適切な保護具を着用する。
保護マスク(有機溶剤用、活性炭)、保護眼鏡、保護衣(長袖・長ズボン)、ゴム手袋
作業時に着用していた衣類等は、他のものと分けて洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

外観： 淡褐色透明可乳化油状液体
臭い： 特異臭あり。
比重： 1.03 (20°C)
pH： 5.4
引火点： 61°C
自然発火性： 常温の空気と接触しても自然発火しない。

10. 安定性及び反応性

化学的安定性： 通常の実用条件では安定。
危険な反応： 知られていない。
危険有害な生成分解物： 燃焼すると有害なガス(CO、SOx等)が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性経口毒性： ラット LD₅₀ 値 (mg/kg) ♂ 2429 ♀ 2698
急性経皮毒性： ラット LD₅₀ 値 (mg/kg) ♂, ♀ >2000 (死亡例無し。)
急性吸入毒性(蒸気)： LC₅₀ 値 (mg/L/4h) 推定値 ATEmix =11 毒性未知成分量は 80.6%。
急性吸入毒性(粉じん、ミスト)： 1%以上含有され毒性情報がある成分はすべて区分外であることから、区分外とした。毒性未知成分量は 81.6%。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性：
ウサギ 軽度刺激性 (GHS 分類では区分外)
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：
ウサギ 著しい刺激性あり (10 日後に刺激性消失)
皮膚感作性： モルモット 中等度の感作性あり
生殖細胞変異原性： 区分 2 に分類されるシクロヘキサノンを、濃度限界値の 1%以上含有することから区分 2 とした。毒性未知成分量は 35.1%。

- 発がん性： 区分2に分類されるナフタレンを、濃度限界値の1%以上含有することから区分2とした。エチルベンゼンと灯油も区分2に分類されるが、濃度限界値(1%)未満である。毒性未知成分量は35.9%。
- 生殖毒性： 区分1Bに分類されるキシレンとエチルベンゼンを、それぞれ濃度限界値の0.3%以上含有する。また区分2に分類されるシクロヘキサノンを、区分2の濃度限界値である3%以上含有する。これらのことから区分1Bとした。毒性未知成分量は39.6%。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
区分1(呼吸器系)、区分2(中枢神経系)に分類されるシクロヘキサノンを、区分1、2の濃度限界値の10%以上含有する。区分3(麻酔作用、気道刺激性)に分類されるメチルナフタレンを、区分3の濃度限界である20%以上含有する。区分1(血液、眼、気道)に分類されるナフタレンを、区分2の濃度限界である1%以上・10%未満含有する。これらのことから、区分1(呼吸器系)、区分2(中枢神経系、血液、眼)および区分3(麻酔作用)とした。区分1(気道)、3(気道刺激性)は区分1(呼吸器系)に含まれる。毒性未知成分量は54.0%。
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
区分1(中枢神経系、骨)に分類されるシクロヘキサノンを、濃度限界値の10%以上含有する。区分1(血液、眼、呼吸器)に分類されるナフタレンを、区分2の濃度限界である1%以上・10%未満含有する。区分2(肺)に分類されるメチルナフタレンを、区分2の濃度限界値以上含有する。これらのことから区分1(中枢神経系、骨)、区分2(血液、眼、呼吸器)とした。区分2(肺)は区分2(呼吸器)に含まれる。毒性未知成分量は55.1%。

1.2. 環境影響情報

- 水生環境有害性(急性)：
コイ、緑藻の毒性データにより区分2とした。
- 水生環境有害性(長期間)：
慢性区分1と2の成分含量から推定し慢性区分2とした。毒性未知成分量は13.4%。
- 生態毒性：
- | | | |
|--------|----------------------------|-----------|
| コイ | LC ₅₀ 値/96h | 9.8 mg/L |
| オオミジンコ | EC ₅₀ 値/48h | 10.4 mg/L |
| 緑藻* | EbC ₅₀ 値/0-72h | 5.0 mg/L |
| | ErC ₅₀ 値/24-72h | >8 mg/L |
- (* *Selenastrum capricornutum*)
- 残留性・分解性： 製剤のデータ無し。
生体蓄積性： 製剤のデータ無し。
土壌中への移動性： 製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性： 製剤のデータ無し。

1.3. 廃棄上の注意

- 法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。
空容器：内容物を使いきった後、3回以上洗浄し適切に処理する。洗浄液は河川、下水等水系に流さないようにする。

1.4. 輸送上の注意

- 容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

- 国連番号： 3082
品名(国連輸送名)： ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N. O. S.
(contains methylnaphthalene and naphthalene)

国連分類： 9
 容器等級： III
 海洋汚染物質： 該当
 緊急時応急措置指針番号： 128

15. 適用法令

農薬取締法

消防法：引火性液体（第四類第二石油類、非水溶性）

毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物に該当せず（劇物のキシレンを含むが混合物であり該当しない）。

労働安全衛生法

有機則

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条)：

表示対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
イソプロチオラン	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)
ナフタレン	政令番号 408 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 408 (対象となる範囲 1%以上)
シクロヘキサノン	政令番号 231 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 231 (対象となる範囲 1%以上)
キシレン	政令番号 136 (対象となる範囲 0.3%以上)	政令番号 136 (対象となる範囲 0.3%以上)
エチルベンゼン	政令番号 70 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 70 (対象となる範囲 0.1%以上)
灯油	政令番号 380 (含有量が 1%未満のため非 該当)	政令番号 380 (含有量が 1%未満のため非該当)
メチルナフタレン	—	政令番号 582 の 2 (対象となる範囲 1%以上)

通知対象物(法 57 条の 2、施行令 18 条の 2)：

通知対象物	2017. 2. 28 まで (改正法施行前)	2017. 3. 1 から (改正法施行後)
イソプロチオラン	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)	政令番号 263 (対象となる範囲 1%以上)
ナフタレン	政令番号 408 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 408 (対象となる範囲 0.1%以上)
シクロヘキサノン	政令番号 231 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 231 (対象となる範囲 0.1%以上)
キシレン	政令番号 136 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 136 (対象となる範囲 0.1%以上)
エチルベンゼン	政令番号 70 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 70 (対象となる範囲 0.1%以上)
灯油	政令番号 380 (対象となる範囲 0.1%以上)	政令番号 380 (対象となる範囲 0.1%以上)
メチルナフタレン	—	政令番号 582 の 2 (対象となる範囲 1%以上)

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質： イソプロチオラン(第一種・政令番号 191)、ナフタレン(第一種・政令番号 302)、メチルナフタレン(第一種・政令番号 438)
(キシレンとエチルベンゼンは化管法指定化学物質であるが、含有量が1%未満のため該当しない。)

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252: 2009、GHS に基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253: 2012、GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この化学品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。